

北海道岩宇・南後志地区沖における協議会意見とりまとめの骨子

- 法定協議会では、促進区域の指定等に係る協議等を行い、公募から発電事業終了までの全過程において留意する事項を協議会意見としてとりまとめることとなる。
- とりまとめに当たっては、例えば、以下の事項について、地域・利害関係者で協議を行いながら、整理する必要。
 - **漁業影響調査の考え方**：地域における漁業の概況（魚種・漁法等）や調査の考え方 等
 - **発電設備等の設置制約範囲や発電設備等の建設等に当たって留意すべき事項**：風車の立地を制限するエリア、工事の中止を求める期間 等
 - **北海道岩宇・南後志地区沖の将来像**：地域として目指すべき将来像、①地域振興策・②漁業振興策のテーマ

<留意事項>

(1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐(発電設備出力(kw)×250×30で算定される額)等を通じて地域や漁業との協調策・共生策を講じる。**公募占用計画の作成にあたっては、「将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ **地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける**
- ✓ 選定事業者は、「**漁業影響調査の考え方**」を十分に考慮した上で、**漁業影響調査を行う。** 等

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている**漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、**各種漁法への配慮、漁船航路の確保**を行うこと。
- ✓ 漁業、泊発電所、気象レーダー、海底直流送電等の**発電設備等の設置に制約等が生じる範囲** 等

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。** (**発電設備の建設に当たっての留意点**) 等

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルール**について、**関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。** 等

(6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

(7) その他

- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

<将来像>

洋上風力発電事業を通じた北海道岩宇・南後志地区沖の将来像-

- ✓ 日本におけるセントラル方式のフロントランナー
- ✓ **「北海道岩宇・南後志地区沖の将来像」や①漁業振興策や②地域振興策のテーマ**

(参考) 洋上風力発電に係る「セントラル方式」について

- 「洋上風力産業ビジョン（第一次）」（2020年12月15日、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会）等において言及されている、洋上風力発電に係る「セントラル方式」について、国における制度の考え方や運用の方向性を明確化することを目的に、2024年4月に「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針」を策定。
- 政府や自治体の主導的な関与により、①効率的な案件形成や②運転開始までの所要期間の短縮、③競争性ある質の高い公募を実現する仕組みとして、国と自治体で連携した案件形成、JOGMECによるサイト調査、国による系統確保スキーム等の洋上風力に係るセントラル制度を整理。

洋上風力発電に係るセントラル方式



事業実施区域の指定
発電事業者の公募

ガイドライン等に基づき、案件形成の促進を図るとともに、公募制度を適切に運用。



案件形成に向けた
地域調整

国と自治体で連携しながら、案件形成を促進。初期段階の案件形成を担う、都道府県・市町村の地元自治体を国もサポート。



サイト調査
(風況・海底地盤)

JOGMECが、洋上風力発電設備の基本設計に必要な内容について、サイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施し、公募に参加しようとする事業者に提供。



系統接続の確保
(系統確保スキーム)

国が、系統確保スキームに基づき、再エネ海域利用法の対象区域における合理的な接続方針を整理、系統接続の暫定的な確保を実施。



環境配慮

今後、環境影響評価法を所管する環境省における検討状況を踏まえつつ、必要事項の整理を検討。